

～ほっと通信～

気になる方はいませんか？



「あれっ？」「どうしたのかな？」
という**小さな気づき**が必要です。

- ① 外出しているのを見かけなくなった（外出頻度が週1回未満）
- ② 昨年と比べて外出回数が減っている
- ③ 身なりの乱れ（服装が汚い、夏も冬も同じ服、臭い、髪がぼさぼさ）
- ④ 今まで挨拶をしていた人が挨拶をしなくなった、表情が硬い
- ⑤ 買い物の際、小銭がたくさんあるにもかかわらず、毎回、紙幣を出す
- ⑥ ゴミをうまく分別できなくなった、ゴミを出さなくなった
- ⑦ 最近、痩せてきた、具合が悪そう、歩く姿が危なっかしい
- ⑧ 家事や買い物がつらい、食欲がないと言っていた
- ⑨ 姿を見かけなくなった
- ⑩ 昼間でも電気がつけっぱなし、または、夜に電気がつかない
- ⑪ 怒鳴り声がある
- ⑫ 暑い日や寒い日、雨の日なのに、長時間家の外にいる
- ⑬ 新聞や郵便がポストに溜まっている
- ⑭ 同じ洗濯ものが何日も干してある

参照：東京都健康長寿医療センター研究所

上記のような様子があったら、**下記まで情報提供をお願いします。**

緊急の場合は、警察等への連絡をお願いします。

永山地域包括支援センター（永山3条19丁目永山市民交流センター内）

☎ 40-2323 📠 40-2340 裏面へ⇒

どのような見守りができるでしょうか？

～POINT～ 安心して暮らせる地域をつくるためには、早期発見につながる気づきや見守りの仕組みを作ることが大切です。そのうえで、広い地域で、何らかの支援が必要な方への対応を相談し、支援ができる仕組みをみんなでつくっていきましょう。

【見守りの方法の例】

《穏やかな見守り》

地域住民や民間事業者等が日常生活、日常業務の中で、「いつもと違う」「何かおかしい」と感じる人がいたら、専門の相談機関に相談するなど、地域で穏やかに行う見守り活動。支援を拒否している人や、少し気がかりな人などさりげなく見守る場合にも有効です。

最近、Aさんみかけないし、家も電気がついていない。地域の人に確認したほうがいいね。

あれっ新聞たまっている。包括に報告しよう。



《担当による見守り》

見守りの体制は、1：1で担当を決めて行う方法と、複数人でチームを組み見守る方法が考えられます。基本的には**本人が納得したチームを作ることが望ましい**です。

毎日、カーテンがあいているかどうか見てくれると嬉しいわ。

ゴミ出しのときに声かけるね

私は、Bさんに時々訪問してほしいわ。



個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されました。しかし、**生命・身体・財産の保護など、個人情報よりも大切なものを優先**できることが、法律には規定されていますよ。大事なものを保護しなければならない場合は、すぐにご相談くださいね。

